

好きなこと・得意なことを活かしてみませんか？



《登録・利用のご案内》



神奈川県区民活動支援センター

『かながわ区民助っ人BANK』とは？

自分の特技や技術、豊かな経験・知識などを活かしてボランティアとして、地域活動のお手伝いをしたいと考える方（登録者）を、支援を求める区内の自治会町内会、子ども会、学校、自主グループ団体、各種施設等（依頼者）にご紹介する制度です。



登録するにあたってのQ&A



Q1 登録できる人(団体)は？

A 原則として、神奈川区在住・在勤・在学で、ボランティア活動に理解・熱意があり、地域において知識や経験を積極的に役立てようとする意欲のある人(団体)

※営利・宗教・政治・選挙活動・公益を害するおそれのある活動は除きます。

※登録された内容は、本人の承諾を得た範囲で神奈川区ホームページ上に公開します。

Q2 登録の方法は？

A 区民活動支援センターにお越しいただき、登録の手続きをしていただきます。

※登録の際に、どのような活動を希望されているのか等のお話を伺います。

Q3 登録の更新は？

A こちらで定める年度において更新手続きをしていただきます。また次の場合は登録を取り消します。

- ①登録内容に虚偽が認められたとき
- ②活動中に、政治・宗教・営利的行為をしたとき
- ③公序良俗に反する行為をしたとき
- ④その他、登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

Q4 活動にかかる経費は？

A 一律の規定はありません。無償も含め双方でご相談ください。

交通費・教材費・材料費等の実費等も同様です。

Q5 活動中の事故・トラブルについては？

A 当事者間の責任において、双方が誠意を持って解決にあたります。

(区民活動支援センターは一切の責めを負いません。)

事前に危険を予知し、対処法を相談しておくことが必要ですが、安心して活動が実施できるように、依頼者・登録者とも傷害保険・ボランティア保険の加入をお勧めします。

Q6 活動にあたって守ることは？

A 活動上知り得た依頼者の秘密は、決して漏らさないようにしましょう。

神奈川区区民活動支援センターへお問い合わせください！

■登録から紹介の流れ■



登録者（団体）



神奈川県区民活動支援センター
（かながわ区民助っ人BANK）



依頼者（団体）



●登録から実施・報告まで【登録者】

- ①登録手続き
（データベース作成、神奈川区ホームページにて公開）
- ②依頼者へ紹介
- ③活動実施
- ④実施報告（活動報告書の提出）

●依頼から実施・報告まで【依頼者】

- ①依頼申込（助っ人BANK紹介依頼書の提出）
- ②登録者の紹介
- ③成立報告
- ④活動実施
- ⑤実施報告（活動報告書の提出）

依頼する前に必ず確認しておきたい

『依頼するときのポイント』



「こんなことを助っ人BANK（ボランティア）にお願いできるかな・・・？」と思ったら
神奈川県区民活動支援センターにお気軽にご相談ください。

1 依頼する前に確認する

ボランティアは、決して‘安上がりな人’ではありません。本当にボランティアの力が必要かどうか検討の上、依頼しましょう。
内容・日時・場所・希望人数・負担可能な経費（交通費等）などが決定してからご連絡ください。

分からないことがありましたらご相談に応じます。

よりよいコーディネートのため「助っ人BANK紹介依頼書」を提出していただけます。

また、依頼内容の確認のため、区民活動支援センターからご連絡したり、窓口へお越しいただくこともあります。

2 実施までに確認する

依頼書受付後、スタッフがボランティアをお探し、見つかり次第ご連絡します。

ただし、内容や頻度によっては、対応が難しい場合もありますのでご了承ください。

ボランティア紹介後は、当事者同士で実施に向けての打合せをしていただきますが、お困りの点が生じた場合は
区民活動支援センターにご相談ください。

相手への感謝の気持ちを忘れずお互いによりよい関係を築けるよう努めましょう。

活動を始める前に必ず確認しておきたい

『活動するときのポイント』



ボランティア活動は誰にでもできるものですが、よりよい活動のため次のことに注意しましょう。

1 無理のない活動を選ぶ

ボランティア活動は、自分の意志に基づいてする主体的な活動です。

活動内容や活動期間など、自分にあった活動を選びましょう。

2 責任をもって活動する

ボランティア活動は自ら進んで行うものなので、活動には責任をもちましょう。活動予定日に都合が悪くなるなど
約束に変更が生じる場合は、すみやかに活動先に連絡し相談しましょう。**時間は必ず守りましょう。**

3 お互いを理解しあって活動する

ボランティア活動をするにあたり、自分の思いを理解してもらると同時に相手の方の意思や考え方を尊重し、理解した
上で活動しましょう。活動を通じて知り合った方のプライバシーに関する事柄は絶対に口外しないようにしましょう。

4 ひとりで悩まず相談する

活動中に分からないことや困ったことなど、相談したいことが起きたときは、活動先の担当者や区民活動支援センターの
スタッフに相談しましょう。

どんなことでも気軽に相談して早めに解決し、楽しく活動できるようにしましょう。

神奈川県民活動支援センターでは、かながわ区民助っ人BANKの
登録・紹介のほかにもみなさんの学び・活動を応援しています

ACCESS



- 反町駅（東急東横線） 徒歩約7分
- 東神奈川駅（JR） 徒歩約7分
- 京急東神奈川駅（京浜急行線） 徒歩約9分
- ニツ谷町バス停（市営バス） 徒歩約3分



神奈川県民活動支援センター



〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川県役所本館5階

TEL：045-411-7089

FAX：045-323-2502

E-mail：kg-shiencenter@city.yokohama.jp

【開館日】 月曜日～金曜日

午前8時45分～午後5時

【閉館日】 土・日・祝日・年末年始